

# 行財政運営の簡素化・効率化を目指して

## 第2次長島町行政改革大綱

町は、平成18年に行政改革大綱を策定し、行財政の効率化や住民サービスの向上などに努めてきました。

これまでの取り組みにより、福祉事務所の開設、指定管理者制度の活用、職員数の削減、事務事業の見直しなど行政のスリム化・効率化を図り、従来からの住民サービスを均一化しながら合併効果が町域全体に行き渡るよう事業を推進してきました。

しかしながら、自治体を取り巻く状況は、社会的・経済的に刻一刻と変化し、これらに対応する組織・財政基盤の構築が常に求められています。

そこで町では、住民サービスの維持・向上を図り、財政構造の健全化に向けた改革を確実なものとし、本町における将来の展望を確立するために、時代の変革に対応した新たな行政改革の方針となる「第2次長島町行政改革大綱」を策定しました。主な内容をお知らせします。

- ▽行政改革の基本方針
- ①財政基盤強化と効率的・効果的な町政運営
- ②行政サービスの質の向上
- ③協働による町政運営の推進

▽行政改革の計画期間  
平成26年度から平成30年度までの5年間

### 行政改革7つの取り組み その内容とは？

#### 1. 事務事業の見直し

- ①事務事業の整理合理化  
行政の責任領域をあらためて見直し、事務事業の整理合理化に努める。
- ②行政評価制度の導入  
行政評価制度を導入し、施策や事務事業の成果をできるだけ客観的な指標を用いて評価し、事務事業の見直しに活用する。
- ③電子自治体の推進  
行政内部の情報の電子化を推進し構築した情報を有効に利用することで、行政運営の効率化に取り組む。また、インターネットを活用した行政手続きのオンライン化を推進する。
- ④委員会・審議会等の見直し  
設置目的、業務の性格、活動状況などを検証し、可能な限り整理合理化を図る。

#### 2. 民間委託などの推進

- ①指定管理者制度の導入  
メリットが期待できる施設には、積極的かつ計画的に指定管理者制度の活用を推進する。
- ②PFI手法の検討  
民間の資金力、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスの提供できる事業については、PFI手法の導入の検討を行う。
- ③NPOの育成と協働  
非営利活動を実践する民間団体(NPO)の育成を図るとともに、行政とNPOの特長を活かした協働を推進する。

#### 3. 組織・機構の見直し

- ①組織・機構の見直し  
より柔軟性の高い効率的な体制を構築するとともに、庁舎利用の機能については、本庁・支所方式への移行を進める。
- ②消防組織の再編  
効率的な消防行政を展開するため、機能的な消防組織の再編を進める。
- ③男女共同参画社会の推進  
各種委員会・審議会などへの女性委員の積極的な登用を図る。
- ④小中学校の統廃合  
将来を担う人材としての基礎をつくることのできる教育環境の整備を進め、学校の適正配置に取り組む。

#### 4. 管理・給与などの適正化

- ①定員管理の適正化  
定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- ②給与の適正化・手当の見直し  
職員の適正な給与体系の構築に努め、人件費総額の抑制を図る。
- ③定員管理・給与適正化の公表  
町広報誌およびホームページにより公表を行い、透明性の向上を図る。

#### 5. 経費削減・財政運営の健全化

- ①自主財源の確保  
町税の収納率の一層の向上を図り、使用料・手数料については必要に応じて見直しを行い、自主財源の確保に努める。
- ②補助金・負担金の見直し  
補助金などについては、行政としての公益性・必要性・費用

対効果などについて検証し、抜本的な見直しを進める。

- ③新地方公会計制度の活用  
新地方公会計制度に基づく財務諸表4表を引き続き作成・公表するとともに、財産の適正な把握および管理を進め、健全な財政運営に努める。
- ④財産処分と基金造成  
財産の適正かつ効率的な活用に努め、未利用地など処分可能な財産については、売却などを実施する。また、健全な財政運営を構築するために、基金造成とその活用に努める。

#### 6. 住民サービスの向上

- ①住民サービスの向上  
職員の接遇向上に努め、町民の立場に立った行政サービスに努める。
- ②公正の確保と透明性の向上  
町が行う行政運営について、公正で透明性のある行政運営を行うとともに、町広報誌やホームページなどを活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供する。

#### 7. 危機管理対策の推進

- ①危機管理体制の整備  
町民の安心と安全の確保を図るため、災害時に迅速かつ的確に対応し得る危機管理体制の整備や関係機関との連携の強化を図る。
- ②感染症などの予防  
関係機関との連携および協力体制の充実を図り、住民生活の安全性を確保し、感染症などの予防の推進に努める。